

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人広南会広南病院（以下「本院」という。）において医療安全に係る必要な事項を定め、適切な医療安全管理を推進し、安全な医療の提供に資することを目的とする。

(医療安全管理のための基本的考え方)

第2条 医療安全は、医療の質に関わる重要な課題である。また、安全な医療の提供は医療の基本となるものであり、本院及び職員が、医療安全の必要性・重要性を施設及び自分自身の課題と認識し、医療安全管理体制の確立を図り安全な医療の遂行を徹底することがもっとも重要である。このため本院は、医療安全管理委員会（以下「委員会」という。）及び医療安全管理室（以下「管理室」という。）を設置し、医療安全管理体制を確立するとともに、本院での協議のもと医療安全マニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成し、インシデントレポートによる事例及び医療事故の評価分析により定期的にマニュアルの見直し等を行い、医療安全管理の強化充実を図るものである。

(医療安全管理規程の患者等に対する閲覧について)

第3条 医療安全管理規程については、患者及び家族等に対して、その閲覧に供することを原則とし、本院ホームページに掲載し、各患者等が容易に閲覧できるように配慮する。

(医療安全管理委員会の設置)

第4条 第1条の目的を達成するため、本院に委員会を設置する。なお、委員会の設置については、別に定める。

(医療安全管理室の設置)

第5条 委員会で決定された方針に基づき、組織横断的に院内の安全管理を担うため、院内に管理室を設置する。なお、管理室の設置については、別に定める。

(職員の責務)

第6条 職員は、業務の遂行に当たっては、常日頃から患者への医療、看護等の実施、医療機器の取扱いなどに当たって安全な医療を行うよう細心の注意を払わなければならない。

(患者相談窓口の設置)

第7条 患者等からの苦情、相談に応じられる体制を確保するために、院内に患者相談窓口を常設する。

- 2 患者相談窓口の活動の趣旨、設置場所、担当者及びその責任者、対応時間等について、患者等に明示する。
- 3 患者相談窓口の活動に関し、相談に対応する職員、相談後の取扱、相談情報の秘密保護、管理者への報告等に関する規程を整備する。
- 4 相談により、患者や家族等が不利益を受けないよう適切な配慮を行う。
- 5 苦情や相談で医療安全に関わるものについては、医療安全管理室に報告し当該施設の安全対策の見直し等に活用する。

(インシデント報告及び評価分析)

第8条 報告

- 一 広南病院医療安全管理委員会規程第4条第4項の規定に基づき、医療安全管理対策小委員会（以下「小委員会」という。）の委員長は、医療安全管理に資するよう、インシデントレポートの提出を促進するための体制を整備する。
 - 二 インシデントについては、当該事例を体験した医療従事者が、そのインシデントレポートにより小委員会に報告する。
 - 三 小委員会は、インシデントレポートから当該部門及び関係する部門に潜むシステム自体のエラー発生要因を把握し、リスクの重大性、リスクの予測の可否及びシステム改善の必要性等を記載して、管理室と情報を共有する。
 - 四 インシデントレポートを提出した者に対し、当該レポートを提出したことを理由に不利益処分を行ってはならない。
- 2 インシデントの評価分析
インシデントレポートについて効果的な分析を行い、医療安全管理に資することができるよう、必要に応じて当該事例の原因、種類及び内容等を活用し、評価分析を行う。
 - 3 インシデントの活用
インシデントレポートを評価分析し、医療安全管理を資することができるようマニュアルの見直しを行う。
なお、見直しを行ったマニュアルは適宜、関係職員へ周知を図る。

(医療事故の報告)

第9条 院内における報告の手順と対応については、マニュアルの定めるところによる。

(患者・家族への対応)

- 第10条 患者に対しては誠心誠意治療に専念するとともに、患者及び家族に対しては、誠意をもって事故の説明等を行う。なお、事故等の説明は予め病院長に報告し、指示に従うこととする。
- 2 患者及び家族に対する事故の説明等は、担当医師等が対応することとし、その際、病状等の詳細な説明ができる医療安全管理者、部門の管理責任者等も同席する。

(事実経過の記録)

第 11 条 医師、看護師等は、患者の状況、処置の方法、患者及び家族への説明内容等を、診療録、看護記録等に詳細に記載する。

2 記録に当たっては、具体的に以下の事項に留意する。

- 一 初期対応が終了次第、速やかに記載すること。
- 二 事故の種類、患者の状況に応じ、出来る限り経時的に記載を行うこと
- 三 事実を客観的かつ正確に記載すること（想像や憶測に基づく記載を行わない）。

(医療安全管理のための職員研修)

第 12 条 職員の安全に対する意識、安全に業務を遂行するための技能や組織の一員としての意識の向上等を図るため、医療に係る安全管理のための基本的考え方及び具体的方策について、以下のとおり研修を行う。

- 一 医療機関全体に共通する安全管理に関する内容とする。
- 二 医療に関わる場所において業務に従事するものとする。
- 三 年 2 回程度定期的開催、それ以外にも必要に応じて開催する。
- 四 実施内容について記録を行う。

(雑則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、医療安全管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和 6 年 3 月 27 日 制定）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。